

酒田市立図書館雑誌スポンサー制度実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の事業活動を促進させるとともに、新たな財源確保により図書資料等の充実を図り、市民サービスの向上を目的とする酒田市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者(以下「スポンサー」という。)が購入費用を負担した雑誌(以下「広告表示誌」という。)の最新号のカバー(以下「カバー」という。)に広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

2 広告表示誌の所有権は、市長が有する。

(スポンサー及び広告の対象)

第3条 スポンサーは、企業、事業主、商店、団体等を対象とし、個人を対象とはしない。

2 スポンサーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等に違反した場合

(2) 酒田市の入札参加資格に係る指名停止措置を受けた場合

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生又は更生の途中でである場合

(4) 酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第3号に規定する者が団体の役員等である場合

(5) その他広告を表示するスポンサーとして適当でないと認められる場合

3 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 法律等に違反する場合又は違反するおそれのある場合

(2) 人権を侵害する場合又は侵害するおそれのある場合

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出が必要な営業に係る場合

(4) 政治性又は宗教性のある場合

(5) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害する場合又は侵害するおそれのある場合

(6) 表現が虚偽又は誇大で事実誤認のおそれのある場合

(7) その他広告として表示することが適当でないと認められる場合

(雑誌の選定)

第4条 スポンサーは、図書館長が別に定める雑誌リストから広告表示誌を選定するものとする。ただし、雑誌リストに登録されていない雑誌を選定しようとする場合は、図書館長と協議を行うものとする。

(広告の表示方法等)

第5条 カバー表面の表示は、スポンサー名とし、大きさ及び表示位置は、別表第1のとおりとする。

- 2 カバー裏面の表示は、それぞれのカバーに収まるサイズとし、片面印刷のものを使用する。
- 3 雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、図書館長が広告の掲出を決定した日の属する月の翌月から当該年度末までとする。

- 2 スポンサーが、第3条第2項の規定により、広告の掲載中にスポンサーの対象でなくなった場合は、同項各号のいずれかに該当するに至ったと認める日から、広告の表示は行わない。
- (募集時期)

第7条 スポンサーの募集は、随時行う。

(申込方法)

第8条 スポンサーに申込みしようとするものは、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、広告図案及び会社概要等を添付の上、図書館長に提出するものとする。ただし会社概要等をホームページで公表している場合は、添付を省略することができる。

(スポンサーの選定及び広告内容の審査)

第9条 図書館長は、前条に規定する申込みがあったときは、スポンサーの選定及び広告内容の審査を行うものとする。

- 2 図書館長は、広告内容を審査し、その上で修正、削除等が必要な場合は、スポンサーに修正、削除等を依頼することができる。
- 3 スポンサーは、正当な理由がない場合は広告内容の修正、削除等の依頼に応じなければならない。

(審査会)

第10条 前条の審査を行うために、酒田市立図書館雑誌スポンサー審査会(以下「審査会」という。)を設置し、その事務局を図書館内に置く。

- 2 審査会の委員長は図書館長とし、委員は管理課長、社会教育課長、図書館副館長及び図書館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。
- 4 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 審査会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、関係者に審査会への出席を依頼し、説明を求めることができる。
- 8 図書館長は、審査会の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(契約)

第11条 申込者がスポンサーに決定した場合は、覚書(様式第2号)により契約を締結する。

(契約期間)

第12条 契約期間は、1年間(4月1日から翌年の3月31日まで)単位とする。ただし、期間の途中で契約する場合は、契約を締結した日から当該年度末までとする。

- 2 契約期間満了の3箇月前までにスポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(広告内容等の変更)

第13条 スポンサーは、広告の内容等を随時変更することができる。

2 スポンサーは、広告の内容等を変更しようとする場合は、雑誌スポンサー内容変更申請書（様式第3号）を図書館長に提出しなければならない。

3 図書館長は、前項の規定による申請があったときは広告内容の審査を行うものとする。

4 スポンサーは、選定した広告表示誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、雑誌スポンサー内容変更申請書により他の雑誌に変更することができる。

（費用負担）

第14条 広告表示誌の代金は、スポンサーが図書館長の指定する納入業者に直接支払うものとする。

2 前項の代金の支払いは、一括先払いとし、価格変動等により過不足分が生じた場合は、年度末に精算するものとする。

3 振込手数料等支払いに関する一切の費用は、スポンサーが負担する。

（雑誌が不明になった場合の取扱い）

第15条 広告表示誌の最新号が不明になった場合は、市長が当該雑誌を購入し、図書館長が配架するものとする。

（広告に関する責務）

第16条 スポンサーは、広告内容について一切の責務を負うものとし、広告の掲出に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任において解決するものとする。

2 スポンサーは、広告表示誌の権利を第三者に譲渡してはならない。

（その他）

第17条 この基準に定めのない事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成27年 3月 1日から施行する。